

# 高知県公報

発 行 高 知 県  
高 知 市 丸 ノ 内  
一 丁 目 2 番 20 号  
発 行 日  
毎 週 2 回  
(火曜日・金曜日)

## 目 次

規 則	ペー ジ
◎高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則	1
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	2
◎高知県指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○大規模小売店舗の新設の届出に関する意見の概要 (経営支援課)	8
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	8
○保安林の指定施業要件の変更予定(2件) ( " )	8
○漁獲共済の同意成立(第2号漁業) (水産政策課)	9
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	9
○道路の供用開始 (道 路 課)	9
◎告示(指定金融機関等の名称、位置)の一部改正 (会計企画課)	9
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	9
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	9
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示(公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設)の一部改正 (8・21揭示)	10

## 規 則

高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則をここに公布する。

平成21年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県規則第73号

高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則

高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第40号）附則第1項第3号に掲げる規定（高知県警察手数料徴収条例（平成12年高知県条例第32号）第16条第1項の表4の項、5の項及び6の項の改正規定に限る。）の施行の日は、平成21年11月1日とする。



高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第74号**

**高知県事務処理規則の一部を改正する規則**

高知県事務処理規則(平成15年高知県規則第44号)の一部を次のように改正する。  
別表第3の10の(4)の表に次のように加える。

9 木材加工流通施設整備事業に関する事務	(1) 事業に係る補助金の内示、交付決定、検査、支払及び確定に関すること。								○		〃
	(2) (1)の事項以外の木材加工流通施設整備事業に関すること。							○			

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

高知県指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第75号**

**高知県指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則**

高知県指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則(平成12年高知県規則第81号)の一部を次のように改正する。

第1条中「介護保険法施行法(平成9年法律第124号)」を「介護保険法施行法(平成9年法律第124号)、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)」に、「第4条において」を「以下」に改める。

第2条第2項及び第3項中「第115条の10」を「第115条の11」に改める。

第3条中「(法第115条の10において準用する場合を含む。)」及び第72条第1項ただし書(法第115条の10)を「又は第72条第1項ただし書(これらの規定を法第115条の11)に改める。

第4条中「及び第115条の5」を「又は第115条の5」に、「第137条」を「第137条第1項」に、「及び第140条の19第1項各号」を「又は第140条の22第1項各号」に改め、「廃止、休止又は」を削り、「廃止(休止・再開)届出書」を「再開届出書により、事業の廃止又は休止に係るものにあつては別記第4号様式の2による廃止(休止)届出書」に改める。

第5条中「及び」を「又は」に改める。

第10条第2項中「(法第115条の10において準用する場合を含む。)」及び第72条第1項(法第115条の10)を「又は第72条第1項(これらの規定を法第115条の11)に改める。

第11条及び第12条を次のように改める。

(公示事項)

**第11条** 法第78条、第85条、第93条、第104条の2、第115条又は第115条の10の規定により公示する事項は、省令第131条の2各号、第133条の2各号、第135条の2各号、第137条の2各号、第140条の2各号又は第140条の23各号に掲げる事項のほか、介護保険事業所番号とする。

(業務管理体制に係る届出)

**第12条** 法第115条の32第2項又は第4項の規定による届出は別記第10号様式による業務管理体制整備(区分の変更)届出書により、同条第3項の規定による届出は別記第11号様式による届出事項変更届出書により行うものとする。ただし、同条第4項の規定による届出にあつては、同条第2項各号に掲げる区分の変更に係る同項の規定による当該変更後の区分により届け出るものの届出書の様式によることができるものとする。

本則に次の2条を加える。

(国等への情報提供)

**第13条** 知事は、前条の届出を受理したときは、国及び市町村に対して、介護サービス事業者(法第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者をいう。)の業務管理体制の整備に関する情報を提供することができる。

(委任)

**第14条** この規則に施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別記第1号様式別紙5中「又は薬局の別」を「、薬局又は訪問看護ステーションの別」に、



第3号様式(第4条関係)

変更届出書

高知県知事 様

年 月 日

事業者(開設者) 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者の職・氏名)

㊤

次のとおり指定(許可)を受けた内容を変更しましたので、介護保険法第75条第1項(第82条第1項・第89条・第99条第1項・第111条・第115条の5第1項)の規定により届け出ます。

介護保険事業者番号																			
指定内容を変更した事業所又は施設	名称																		
	所在地(郵便番号 - )																		
変更に係るサービスの種類																			
変更があった事項		変更の内容																	
1 事業所(施設)の名称 2 事業所(施設)の所在地 3 事業者(開設者)の名称 4 事業者(開設者)の主たる事務所の所在地 5 代表者(開設者)の氏名、生年月日、住所又は職名 6 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該事業に関するものに限ります。) 7 事業所の平面図 8 事業所(施設)の建物の構造、専用区画等 9 設備及び備品 10 事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日又は住所 11 事業所のサービス提供責任者の氏名、生年月日又は住所 12 運営規程 13 協力医療機関(協力病院)又は協力歯科医療機関 14 事業所の種別 15 提供する居宅療養管理指導の種類 16 事業実施形態(本体施設が特別養護老人ホームの場合の単独型、空床利用型又は併設事業所型の別) 17 入院患者又は入所者の定員(利用者の推定数) 18 福祉用具の保管又は消毒方法(委託している場合は、委託先の状況) 19 併設施設の状況等 20 役員の氏名、生年月日又は住所 21 介護支援専門員の氏名又は登録番号		(変更前)																	
		(変更後)																	
変更年月日		年 月 日																	

- 注 1 「変更があった事項」欄は、該当する項目の番号を○で囲んでください。  
 2 変更の内容が分かる書類を添えてください。  
 3 変更があった日から10日以内に届け出てください。

第4号様式(第4条関係)

再開届出書

高知県知事 様

年 月 日

事業者(開設者) 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者の職・氏名)

㊤

次のとおり事業(施設)を再開しましたので、介護保険法第75条第1項(第82条第1項・第99条第1項・第115条の5第1項)の規定により届け出ます。

介護保険事業者番号																			
再開した事業所	名称																		
	所在地(郵便番号 - )																		
再開に係るサービスの種類																			
再開した年月日		年 月 日																	

- 注 1 介護保険法施行規則に定める当該事業(施設)に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添えてください。  
 2 再開した日から10日以内に届け出てください。



別記様式に次の2様式を加える。

第10号様式(第12条関係)

受付番号

業務管理体制整備(区分の変更)届出書

年 月 日

高知県知事 様

介護サービス事業者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者の職・氏名)

㊞

介護保険法第115条の32第2項(第4項)の規定により、次のとおり業務管理体制の整備に関する事項を(区分の変更について)届け出ます。

事業者(法人)番号		<input type="text"/>			
届出内容		1 業務管理体制の整備に関する事項		2 区分の変更	
介護サービス事業者	フリガナ	<input type="text"/>			
	氏名(名称)	<input type="text"/>			
	住所(主たる事務所の所在地)	(郵便番号 <input type="text"/> - <input type="text"/> ) 都道 <input type="text"/> 市郡 <input type="text"/> 府県 <input type="text"/> 区 <input type="text"/> (ビルの名称等)			
	連絡先	電話番号 <input type="text"/>	ファクシミリ番号 <input type="text"/>		
	法人の種類	法人所管庁 <input type="text"/>			
	代表者の職・氏名及び生年月日	職名 <input type="text"/>	フリガナ氏名 <input type="text"/>	生年月日 <input type="text"/>	年 月 日 <input type="text"/>
代表者の住所	(郵便番号 <input type="text"/> - <input type="text"/> ) 都道 <input type="text"/> 市郡 <input type="text"/> 府県 <input type="text"/> 区 <input type="text"/> (ビルの名称等)				
事業所(施設)の名称、所在地等	名称等	指定(許可)年月日 <input type="text"/>	介護保険事業所番号(医療機関コード等) <input type="text"/>	所在地 <input type="text"/>	
	計 箇所 <input type="text"/>	年 月 日 <input type="text"/>			
届出事項	1 法令遵守責任者		氏名(フリガナ) <input type="text"/>	生年月日 <input type="text"/>	
			年 月 日 <input type="text"/>		
	2 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要		別添資料のとおり		
3 業務執行の状況の監査の方法の概要		別添資料のとおり			
区分の変更	区分変更前事業者(法人)番号 <input type="text"/>				
	区分の変更前の行政機関の名称及び担当部署名 <input type="text"/>				
	区分の変更後の行政機関の名称及び担当部署名 <input type="text"/>				
	区分の変更の理由 <input type="text"/>				
	区分の変更年月日 <input type="text"/> 年 月 日 <input type="text"/>				

- 注 1 「受付番号」欄及び「事業者(法人)番号」欄は、記入しないでください。  
 2 「届出内容」欄及び「届出事項」欄は、該当する項目の番号を○で囲んでください。  
 3 「法人の種別」欄は、届出者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社等の別を記入してください。  
 4 「法人所轄庁」欄は、届出者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記入してください。  
 5 「事業所(施設)の名称、所在地等」欄は、みなし事業所を除くすべての事業所又は施設について記入し、「名称等」欄に事業所又は施設の合計数を記入してください。  
 6 「区分変更前事業者(法人)番号」欄は、区分の変更前の行政機関が付した番号を記入してください。  
 7 「区分の変更の理由」欄は、区分の変更が生じた理由を具体的に記入してください。  
 8 記入欄が不足する場合は、別様に記載した書類(既存資料の写しでも差し支えありません。)を添えてください。

第11号様式(第12条関係)

受付番号

届出事項変更届出書

年 月 日

高知県知事 様

介護サービス事業者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者の職・氏名)

㊟

先に届け出た業務管理体制の整備に関する事項について次のとおり変更があったので、介護保険法第115条の32第3項の規定により届け出ます。

事業者(法人)番号	
変更があった事項	変更の内容
1 介護サービス事業者の氏名又は名称	(変更前)
2 介護サービス事業者の住所若しくは主たる事務所の所在地又は連絡先	
3 法人の種別又は法人所管庁	
4 代表者の職名、氏名、生年月日又は住所	
5 事業所(施設)の名称等又は所在地	(変更後)
6 法令遵守責任者の氏名又は生年月日	
7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	
8 業務執行の状況の監査の方法の概要	
変更年月日	年 月 日

- 注 1 「受付番号」欄は、記入しないでください。  
 2 「変更があった事項」欄は、該当する項目の番号を○で囲んでください。  
 3 事業所又は施設の数の変更により、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要又は業務執行の状況の監査の方法の概要を届け出る場合は、別添資料として添えて届け出てください。  
 4 記入欄が不足する場合は、別様に記載した書類(既存資料の写しでも差し支えありません。)を添えてください。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
**告 示**  
-----

**高知県告示第562号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成21年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示  
平成21年4月高知県告示第337号
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ダイワロイヤル株式会社高知駅前商業ビル  
高知市北本町二丁目39番地1号

3 意見の概要

交差点処理計画では、出入口2から出た自動車は、交通量調査地点Bを右折するものとしているが、出入口2は、交差点に近い上に、右折車線に進入するためには、進路変更禁止区間で1車線を横切る必要があることから、交差点処理計画として望ましくないため、出入口の計画について再考をお願いする。

**高知県告示第563号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
高岡郡四万十町大正大奈路字小味野々山1004の59・1004の60（以上2筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**高知県告示第564号**

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

平成21年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
幡多郡黒潮町入野字横濱123の1（次の図に示す部分に限る。）、123の12
- 2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第565号**

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

平成21年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
幡多郡黒潮町入野字横濱123の1(次の図に示す部分に限る。)、123の12
  - 保安林として指定された目的  
風害の防備
  - 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第566号**

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成21年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分  
大谷漁業協同組合の地区

大型定置漁業及び小型定置漁業

**高知県告示第567号**

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成21年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

橋浦加入区

**高知県告示第568号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年9月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 494号
- 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡佐川町字川ノ坂丙 1262番2地先から 高岡郡佐川町字桂鈴原丙 220番1まで	559	平成21年9月4日

**高知県告示第569号**

昭和39年4月高知県告示第110号(指定金融機関等の名称、位置)の一部を次のように改正し、平成21年9月13日から施行する。

平成21年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

別表の3 収納代理金融機関の表中

「 | " 須崎東 " | " |

" | 」を削る。

-----

**公 告**

-----

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成21年8月21日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成21年8月21日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成21 年8月 21日	特定非 営利活 動法人 地域文 化資源 ネット ワーク	中村 茂 生	高知市 東久万 87番地 12	この法人は、地域文化の活性化を通じた地域づくりを目指す人びとに対して、地域文化の調査・記録・保存・発信・活用に関する事業を行い、地域の活性化に寄与することを目的とする。

~~~~~

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、春野町中央土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員  
の届出があった。

平成21年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

| 役名<br>(退任) | 氏名    | 住 所          |
|------------|-------|--------------|
| 理事         | 澤田平太郎 | 吾川郡春野町西分 198 |
| "          | 上田 龍生 | " " " 448-1  |
| "          | 廣瀬 利男 | " " " 1724-1 |
| "          | 長崎 幸郎 | " " " 1777   |
| "          | 岡部 良一 | " " " 2608   |
| "          | 岡部 有文 | " " " 2643   |
| "          | 上田 茂穂 | " " " 1644   |
| "          | 高橋 孝正 | " " 芳原 505-イ |
| "          | 中山 英之 | " " " 568    |
| "          | 上田隆一郎 | " " " 1566   |
| "          | 上田 三二 | " " " 2535   |
| "          | 吉本 孝寛 | " " " 1488   |
| "          | 上田 和男 | " " 西分3454   |
| "          | 中山 彰  | " " " 2895   |

〃 野本 力男 〃 〃 秋山1414  
 監事 雨森 佳彦 〃 〃 西分3493  
 〃 上田 輝雄 〃 〃 芳原2126  
 〃 吉本 正豊 〃 〃 〃 1352-13  
 (就任)  
 理事 中山 恒水 高知市春野町西分 128  
 〃 上田 龍生 〃 〃 〃 448-1  
 〃 廣瀬 利男 〃 〃 〃 1724-1  
 〃 長崎 幸郎 〃 〃 〃 1777  
 〃 岡部 良一 〃 〃 〃 2608  
 〃 岡部 有文 〃 〃 〃 2643  
 〃 中山 英之 〃 〃 芳原 568  
 〃 高橋 孝正 〃 〃 〃 505-1  
 〃 中山 學 〃 〃 〃 624  
 〃 上田隆一郎 〃 〃 〃 1566  
 〃 上田 三二 〃 〃 〃 2535  
 〃 吉本 孝寛 〃 〃 〃 1488  
 〃 上田 和男 〃 〃 西分3454  
 〃 中山 彰 〃 〃 〃 2895  
 〃 野本 力男 〃 〃 秋山1414  
 監事 雨森 佳彦 〃 〃 西分3493  
 〃 上田 輝雄 〃 〃 芳原2126  
 〃 吉本 正豊 〃 〃 〃 1352-13

-----  
**選挙管理委員会告示**  
 -----

**高知県選挙管理委員会告示第67号**

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第70号(公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設)の一部を次のように改正する。

平成21年8月21日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

表中

|       |         |             |   |
|-------|---------|-------------|---|
| 土佐清水市 | 浜垣教育集会所 | 土佐清水市大岐3145 | 〃 |
|-------|---------|-------------|---|

を

|       |                    |                |            |
|-------|--------------------|----------------|------------|
| 〃     | 宿毛市総合運動公園市民体育館アリーナ | 宿毛市山奈町芳奈4024番地 | 平成21年8月21日 |
| 土佐清水市 | 浜垣教育集会所            | 土佐清水市大岐3145    | 平成18年9月8日  |

に改める。